

# 社会福祉法人太田福祉記念会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第3回）

### 1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

### 2 内 容

#### ① 継続就業・職場風土に関する事項

- (1) 職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
- (2) 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
- (3) 若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施

目標 (1) 育児休業復帰後の仕事と育児の両立について総合支援体制を  
確立する。

(2) 「きらきら休暇」を全職員が年1日以上取得することを目指す。

#### ② 配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項

- (1) 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
- (2) 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介

目標 (3) 管理職（課長級以上）の占める女性割合を70%以上にする。

以上